

③ 所得税額の控除に関する明細書

事業 年度	27・4・1 28・3・31	法人名	財務電子(株)
----------	-------------------	-----	---------

別表六(一)

平二十八・一以後終了事業年度分

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細				
区 分		収 入 金 額	①について課される 所 得 税 額	②のうち控除を受ける 所 得 税 額
		①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円
公 社 債 の 利 子 等	2	45,500	6,968	6,968
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	3	1,210,000	236,361	220,280
集団投資信託（合同運用信託を除く。） の 収 益 の 分 配	4	241,500	36,985	18,549
そ の 他	5			
計	6	1,497,000	280,314	245,797
平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細				
区 分		収 入 金 額	①について課される 所 得 税 額	②のうち控除を受ける 所 得 税 額
		①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債 投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配 並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	7	円 69,700	円 10,674	円 10,674
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	8	100,000	20,420	20,420
集団投資信託（合同運用信託、 公社債投資信託及び公社債等運用 投資信託を除く。）の収益の分配	9			
割 引 債 の 償 還 差 益	10			
そ の 他	11			
計	12	169,700	31,094	31,094
当 期 に お い て 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (6の③)+(12の③)			13	円 276,891

別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書の 作成のしかた

I 別表六(一)の作成の目的

この明細書は、法人が平成28年1月1日以後に終了する各事業年度において支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について源泉徴収された所得税額について、法人税法第68条第1項《所得税額の控除》（復興財源確保法第33条第2項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合があります。）の規定により当期の所得に対する法人税額から控除しようとする場合に作成します。

なお、平成28年1月1日前に終了する事業年度については、別表六(一)（所得税額の控除に関する明細書）（平成27年4月1日以後終了事業年度分）を使用することになります。当該別表の作成のしかたについては平成26年度版のわかりやすい法人税申告書の実務の154ページを参照してください。

Ⅱ 計算基礎（設例より）

申告参考事項 抜すい

12 受取配当等及び所得税の納付等に関する事項

(1) 当期中における配当等の収入金額の明細等は、次のとおりであり、営業外収益として確定した決算に計上している。

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金 額	源泉所得 税額等 ^(※)	都道府県 民税利子 割 額	本店 所在地	備 考
甲 株 式	平17.10.19	平27.3.1 平27.8.31	平27.8.31	円	円	円	円	東京都千代田区	非上場株式
		平27.9.1 平28.2.29	平28.2.29	21,000,000	100,000	20,420	—	東京都千代田区	非上場株式
乙 株 式	平21.8.4	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	23,500,000	800,000	163,360	—	東京都港区	非上場株式
丙 株 式	平27.9.17	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	—	210,000	32,161	—	東京都中央区	上場株式
丁 株 式	平17.11.2	—	—	600,000	—	—	—	東京都大田区	非上場株式
ユニット 投資信託 A	平27.8.4	平26.11.1 平27.10.31	—	2,100,000	120,000	18,378	—		公募証券 投資信託
ユニット 投資信託 B	平27.3.9	平26.12.1 平27.11.30	—	900,000	50,300	7,703	—		公募証券 投資信託
公 社 債 投資信託	平26.9.19	平26.6.1 平27.5.31	—	600,000	71,200	10,904	3,560		非上場
甲 社 債	平20.9.30	平26.10.1 平27.9.30	—	3,500,000	45,500	6,968	2,275	東京都千代田区	上場
乙 社 債	平22.10.1	平27.2.1 平28.1.31	—	1,500,000	19,500	2,986	—	東京都目黒区	上場
銀行預金				151,880,424	50,200	7,688	—		—

(※) 復興特別所得税を含む。

(注) 1 所有株式数は、甲株式が50,000株で、乙株式が100,000株である。

なお、丙株式は、30,000株を取得したが、平成27年10月23日にその全株を譲渡した。

5 各社債の利払日は配当等の計算期間の末日の属する月の翌月末、銀行預金の利払日は平成28年2月15日である。

Ⅲ 作成のしかた

この明細書を作成する場合には、その記載に先立って別表六(一)付表（所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書）の記載をしておく必要があります。

なお、当期が復興財源確保法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度に該当する場合には、当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額のうち、所得税の額のみを記入します。この場合において、所得税と復興特別所得税の金額が区分されていないときには合理的な

別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書

方法により、所得税の額と復興特別所得税との額を区分し、区分された所得税の額のみを記入します(所得税の額と復興特別所得税の額のアーン分方法については、平成26年度版のわかりやすい法人税申告書の実務の156ページを参照してください)。

★ステップ1★平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細の記入

「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の各欄は、次により記入します。

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細				
区 分		収 入 金 額	①について課される 所 得 税 額	②のうち控除を受ける 所 得 税 額
		①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円
公 社 債 の 利 子 等	2	45,500	6,968	6,968
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)	3	1,210,000	236,361	220,280
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配	4	241,500	36,985	18,549
そ の 他	5			
計	6	1,497,000	280,314	245,797

- (1) ②には、公債又は社債の利子のほか、割引債の償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記入します。
- (2) ④には、証券投資信託の収益の分配の額のうち、租税特別措置法第67条の6に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記入します。
- (3) ⑤には、所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記入します。また、この内訳は、別表六(一)付表の上段「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記入します。
- (4) ①から⑤までの①には、当期首から平成27年12月31日までに支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいいます。以下同じです。)を記入します。

②から⑤までの①の記入に当たっては、別表六(一)付表の上段「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の①、⑦又は⑩のうち対応する各欄の合計額を

別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書

記入します。

- 設例の場合は、②の①には税込みの甲社債の利子45,500円を、③の①には税込みの受取配当金1,210,000円（甲株式平成27年8月31日分200,000円＋乙株式800,000円＋丙株式210,000円）を、④の①には税込みの投資信託の収益の分配金241,500円（ユニット投資信託A120,000円＋ユニット投資信託B50,300円＋公社債投資信託71,200円）をそれぞれ記入します。

- (5) ①から⑤までの②には、当期首から平成27年12月31日までに支払を受ける金額について課される所得税の額を記入します。

②から⑤までの②の記入に当たっては、別表六(一)付表の上段「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の②、⑧又は⑬のうち対応する各欄の合計額を記入します。

なお、割引債の償還差益の場合には、発行時に課された所得税額を②に記入します。

- 設例の場合は、②の②には甲社債に係る所得税額6,968円を、③の②には株式に係る所得税額236,361円（甲株式平成27年8月31日分40,840円＋乙株式163,360円、丙株式32,161円）を、④の②には投資信託に係る所得税額36,985円（ユニット投資信託A18,378円＋ユニット投資信託B7,703円＋公社債投資信託10,904円）をそれぞれ記入します。

- (6) ①から⑤までの③には、次により記入します。

イ ①及び⑤については、②の金額をそのまま③に移記します。

- 設例の場合は、該当がありません。

ロ ②から④までについては、②の金額のうち、利子配当等の計算期間のうち元本の所有期間に対応する金額を③に記入することになりますが、この場合の元本の所有期間に対応する金額は、別表六(一)付表の上段「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの各欄に記入して計算した⑥又は⑬のうち対応する各欄の合計額を記入することになります。

- 設例の場合は、②の③には甲社債に係る所得税額6,968円を、③の③には株式に係る所得税額220,280円（甲株式平成27年8月31日分40,840円＋乙株式163,360円＋丙株式16,080円）を、④の③には投資信託に係る所得税額18,549円（ユニット投資信託A4,594円＋ユニット投資信託B5,777円＋公社債投資信託8,178円）をそれぞれ記入します。

★ステップ2★平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細の記入

「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の各欄は、次により記入します。

別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書

平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細			
区 分	収 入 金 額	①について課される 所 得 税 額	②のうち控除を受ける 所 得 税 額
		②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	7 69,700 円	10,674 円	10,674 円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	8 100,000	20,420	20,420
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	9		
割 引 債 の 償 還 差 益	10		
そ の 他	11		
計	12 169,700	31,094	31,094
当 期 に お い て 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (6の③)+(12の③)		13	276,891 円

- (1) ⑨には、証券投資信託の収益の分配の額のうち、租税特別措置法第67条の6に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記入します。
- (2) ⑪には、所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記入します。また、この内訳は、別表六(一)付表の下段「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記入します。
- (3) ⑦から⑪までの①には、平成28年1月1日から当期末までに支払を受ける金額（未収利子については当期末までに利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。）を記入します。
- ⑧から⑪までの①の記入に当たっては、別表六(一)付表の下段「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の⑬、⑭又は⑮のうち対応する各欄の合計額を記入します。
- 設例の場合は、⑦の①には税込みの社債及び銀行預金の利子69,700円（乙社債19,500円＋銀行預金50,200円）を、⑧の①には甲株式平成28年2月29日分の税込みの受取配当金100,000円をそれぞれ記入します。
- (4) ⑦から⑪までの②には、平成28年1月1日から当期末までに支払を受ける金額について課される所得税の額を記入します。
- ⑧から⑪までの②の記入に当たっては、別表六(一)付表の下段「平成28年1月1日以後に支払を受け

別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書

る利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の17, 23又は30のうち対応する各欄の合計額を記入します。

なお、10の②については、発行時に課された所得税額を記入します。

- 設例の場合は、7の②には10,674円（乙社債に係る所得税額2,986円＋銀行預金に係る所得税額7,688円）を、8の②には甲株式平成28年2月29日分に係る所得税額20,420円をそれぞれ記入します。

(5) 7から11までの③には、次により記入します。

イ 7及び11については、②の金額をそのまま③に移記します。

- 設例の場合は、7の③には10,674円を記入します。

ロ 8から10までについては、②の金額のうち、配当等の計算期間のうち元本の所有期間に対応する金額を③に記入することになりますが、この場合の元本の所有期間に対応する金額は、別表六(一)付表の下段「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの各欄に記入して計算した21又は28のうち対応する各欄の合計額を記入することになります。

- 設例の場合は、8の③には甲株式平成28年2月29日分に係る所得税額20,420円を記入します。

(6) 13には、6の③＋12の③を記入します。この金額が法人税額から控除される所得税額となりますから、別表四（所得の金額の計算に関する明細書）の29（「総額①」及び「社外流出③（その他）」）へ移記します。

- 設例の場合は、276,891円（245,797円＋31,094円）を別表四の29に記入します。

チェックポイント

- ☞ 法人税額から控除する所得税の額が、利子及び配当等の収入金額に源泉所得税率（所得税分）を乗じて計算した金額を超えているものはないか。

所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細所				事業年度 27・4・1 28・3・31	法人名 財務電子(株)			
平成 28 年 1 月 1 日 前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細								
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期間	(3)のうち元本所有期間	所有期間割合 (4) (3) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (2)×(5)	
		1	2	3	4	5	6	
	甲社債	45,500 円	6,968 円	12 月	12 月	1.000	6,968 円	
	ユニット投資信託A	120,000	18,378	12	3	0.250	4,594	
	ユニット投資信託B	50,300	7,703	12	9	0.750	5,777	
	公社債投資信託	71,200	10,904	12	9	0.750	8,178	
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期末の所有元本数等	利子配当等の計算期首の所有元本数等	(9)-(10) 2又は12 マイナスの場合は0 (10)+(11) (9) (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける所得税額 (8)×(12)	
		7	8	9	10	11	12	
	甲株式 ^{8/31}	200,000 円	40,840 円	50,000	50,000	0	1.000	40,840 円
	乙株式	800,000	163,360	100,000	100,000	0	1.000	163,360
	丙株式	210,000	32,161	30,000	0	15,000	0.500	16,080
その他のに係る控除を受ける所得税額の明細								
支払者の氏名又は法人名		支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参 考		
			平 . .	円	円			
			平 . .					
			平 . .					
計								
平成 28 年 1 月 1 日 以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細								
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(18)のうち元本所有期間	所有期間割合 (19) (18) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (17)×(20)	
		16	17	18	19	20	21	
		円	円	月	月		円	
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(24)-(25) 2又は12 マイナスの場合は0 (25)+(26) (24) (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける所得税額 (23)×(27)	
		22	23	24	25	26	27	
	甲株式 ^{2/28}	100,000 円	20,420 円	50,000	50,000	0	1.000	20,420 円
その他のに係る控除を受ける所得税額の明細								
支払者の氏名又は法人名		支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参 考		
			平 . .	円	円			
			平 . .					
			平 . .					
計								

別表六 (一) 付表 平二十八・一 以後終了事業年度分

別表六(一)付表 所得税額の控除に係る元本所有期間割合の 計算等に関する明細書の作成のしかた

I 別表六(一)付表の作成の目的

この明細書は、法人が各事業年度において支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について源泉徴収された所得税額について、法人税法第68条第1項《所得税額の控除》（復興財源確保法第33条第2項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》）の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に必要となる元本の所有期間割合の計算等を行う場合に作成します。

II 所得税額の控除額の計算式

(1) 所有期間あん分（原則）

$$\text{所得税額} \times \frac{\text{元本所有期間の月数}}{\text{計算期間の月数}} = \text{控除税額}$$

(2) 所有期間あん分（簡便法）

$$\text{所得税額} \times \frac{\frac{\text{計算期間首の元本数}}{\text{計算期間末の元本数}} + \left(\frac{\text{計算期間末の元本数} - \text{計算期間首の元本数}}{\text{計算期間末の元本数}} \right) \times \frac{1}{2} \text{又は} \frac{1}{12}}{1} = \text{控除税額}$$

Ⅲ 計算基礎（設例より）

申告参考事項 抜すい

12 受取配当等及び所得税の納付等に関する事項

(1) 当期中における配当等の収入金額の明細等は、次のとおりであり、営業外収益として確定した決算に計上している。

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金 額	源泉所得 税額等 ^(※)	都道府県 民税利子 割 額	本 店 所 在 地	備 考
				円	円	円	円		
甲 株 式	平17.10.19	平27.3.1 平27.8.31	平27.8.31		200,000	40,840	—	東京都千代田区	非上場株式
		平27.9.1 平28.2.29	平28.2.29	21,000,000	100,000	20,420	—	東京都千代田区	非上場株式
乙 株 式	平21.8.4	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	23,500,000	800,000	163,360	—	東京都港区	非上場株式
丙 株 式	平27.9.17	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	—	210,000	32,161	—	東京都中央区	上場株式
丁 株 式	平17.11.2	—	—	600,000	—	—	—	東京都大田区	非上場株式
ユニット 投資信託A	平27.8.4	平26.11.1 平27.10.31	—	2,100,000	120,000	18,378	—		公募証券 投資信託
ユニット 投資信託B	平27.3.9	平26.12.1 平27.11.30	—	900,000	50,300	7,703	—		公募証券 投資信託
公 社 債 投資信託	平26.9.19	平26.6.1 平27.5.31	—	600,000	71,200	10,904	3,560		非上場
甲 社 債	平20.9.30	平26.10.1 平27.9.30	—	3,500,000	45,500	6,968	2,275	東京都千代田区	上場
乙 社 債	平22.10.1	平27.2.1 平28.1.31	—	1,500,000	19,500	2,986	—	東京都目黒区	上場
銀行預金				151,880,424	50,200	7,688	—		—

(※) 復興特別所得税を含む。

(注) 1 所有株式数は、甲株式が50,000株で、乙株式が100,000株である。

なお、丙株式は、30,000株を取得したが、平成27年10月23日にその全株を譲渡した。

5 各社債の利払日は配当等の計算期間の末日の属する月の翌月末、銀行預金の利払日は平成28年2月15日である。

Ⅳ 平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細の作成のしかた

★ステップ1★公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細							
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期間	(3)のうち元本所有期間	所有期間割合 (4) (3) (小数点以下3位未満切り上げ)	控除を受ける所得税額 (2)×(5)
		1	2	3	4	5	6
	甲社債	45,500 円	6,968 円	12 月	12 月	1.000	6,968 円
場合	ユニット投資信託A	120,000	18,378	12	3	0.250	4,594
	ユニット投資信託B	50,300	7,703	12	9	0.750	5,777
	公社債投資信託	71,200	10,904	12	9	0.750	8,178

「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」は、次により記入します。

1 個別法による場合の控除所得税額の計算

- (1) 所得税額のうち元本の所有期間に対応する金額は、原則として「個別法による場合」の各欄を記入して計算しますが、法人の選択により「銘柄別簡便法による場合」の各欄を記入して計算することもできます。

(注) 「個別法による場合」を用いるか「銘柄別簡便法による場合」を用いるかは、利子配当等の元本を①公社債、②株式及び出資又は③集団投資信託の受益証券の3つのグループに区分し、さらに利子配当等の計算期間が1年以下のものと1年を超えるものとに区分して、それぞれの区分ごとに選択することができますが、「銘柄別簡便法による場合」を選択した区分に属する元本については、そのすべてにつきこれによる必要があります。

なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。

- 設例の場合は、甲社債の利子に対する所得税額6,968円は全額控除を受けられますが、ユニット投資信託A、B及び公社債投資信託に係る所得税額18,378円、7,703円及び10,904円は、元本を計算期間の途中で取得しているため、所有期間あん分が必要です。
 - 設例の場合は、公社債及び投資信託の受益証券について「個別法による場合」を選択するものとして計算します。
- (2) 「個別法による場合」の②には、金融機関の所有する登録公社債の利子に対する所得税のように、元本を所有していなかった期間についてのみ課された所得税額は含めません。
- (3) 利子配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「配当等」といいます。）である場合には、その配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象

別表六(一)付表 所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書

配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算期間③」に記入します。

- (4) 「個別法による場合」の③及び④の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記入を省略し、「所有期間割合⑤」欄に、「1.000」と記入して控除を受ける所得税額を計算します。

- (5) ⑤には、所有期間割合を小数点以下3位未満を切り上げて記入します。

● 設例の場合、ユニット投資信託Aに係る所有期間割合を0.250、ユニット投資信託Bに係る所有期間割合を0.750と記入し、公社債投資信託に係る所有期間割合を0.750と記入します。

- (6) ⑥には、「所得税額②」に⑤の所有期間割合を乗じて計算した金額を記入します。

● 設例の場合、甲社債に係る所得税額は6,968円、ユニット投資信託Aに係る所得税額は4,594円(18,378円×0.250)、ユニット投資信託Bに係る所得税額は5,777円(7,703円×0.750)、公社債投資信託に係る所得税額は8,178円(10,904円×0.750)を、それぞれ控除を受ける所得税額として⑥に記入します。

2 銘柄別簡便法による場合の控除所得税額の計算

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期末の所有元本数等	利子配当等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(9)-(10)}{2}$ 又は12 【マイナスの場合は0】	所有元本割合 $\frac{(10)+(11)}{(9)}$ 【小数点以下3位未満切り上げ (1を超える場合は1)】	控除を受ける所得税額 (8)×(12)
		7	8	9	10	11	12	13
		円	円					円
	甲株式 ^{8/31}	200,000	40,840	50,000	50,000	0	1.000	40,840
	乙株式	800,000	163,360	100,000	100,000	0	1.000	163,360
	丙株式	210,000	32,161	30,000	0	15,000	0.500	16,080

- (1) 「銘柄別簡便法による場合」の⑧は、金融機関の所有する登録公社債の利子に対する所得税のように、元本を所有していなかった期間についてのみ課された所得税額は含めません。

- (2) 「銘柄別簡便法による場合」の⑨及び⑩は、公社債については所有元本の額面金額により、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数によって記入します。

- (3) 「銘柄別簡便法による場合」の⑪は、利子配当等の計算期間が1年を超えるものは「 $\frac{(9)-(10)}{12}$ 」により、また、1年以下のものは「 $\frac{(9)-(10)}{2}$ 」により計算します。

● 設例について「銘柄別簡便法による場合」の各欄を記入すると、前掲のようになります。

チェックポイント

🔍 所得税額の控除額を計算する場合の銘柄別簡便法の適用は、公社債、株式等又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の受益証券の区分ごとに選択することができることになっているのに、例えば株式等に係る所得税の額について、個別法と銘柄別簡便法とを適用しているものはないか。

🔍 利払期前の公社債を売却した場合において、その所有していた期間の利子に対応する所得税に相当する金額を負担したとして所得税額控除の対象としているものはないか。

🔍 名義書換失念株の配当に対する所得税額を控除の対象としているものはないか。

🔍 法人税額から控除する所得税の額が、利子配当等の収入金額に源泉徴収税率を乗じて計算した金額を超えているものはないか。

★ステップ2★その他に係る控除を受ける所得税額の明細の記入

そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細					
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収 入 金 額	控除を受ける所得税額	参 考
			14	15	
		平 . .	円	円	
		平 . .			
		平 . .			
計					

「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄は、別表六(一)（所得税額の控除に関する明細書）の上段「平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他」の⑤に記入する給付補填金等について、その内訳を次により記入します。

- ⑤には、⑭の収入金額について源泉徴収された所得税額を記入します。
- 「参考」には、報酬、賞金、料金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除額の計算について参考となる事項を記入します。

● 設例の場合は、該当がありませんので記入を要しません。

V 平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細の作成のしかた

★ステップ1★剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細							
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	⑭のうち元本所有期間	所有期間割合 (19) (18)	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (17)×(20)
		16	17	18	19	20 (小数点以下3位未満切上げ)	21
		円	円	月	月		円

「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」は、次により記入します。

1 個別法による場合の控除所得税額の計算

- 所得税額のうち元本の所有期間に対応する金額は、原則として「個別法による場合」の各欄を記入して計算しますが、法人の選択により「銘柄別簡便法による場合」の各欄を記入して計算することもできます。

(注) 「個別法による場合」を用いるか「銘柄別簡便法による場合」を用いるかは、配当等の元本を①株式

別表六(一)付表 所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書

及び出資と②集団投資信託の受益権とに区分し、さらに配当等の計算期間が1年以下のものと1年を超えるものとに区分して、それぞれの区分ごとに選択することができますが、「銘柄別簡便法による場合」を選択した区分に属する元本については、そのすべてにつきこれによる必要があります。

なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。

● 設例の場合は、該当がありませんので記入を要しません。

- (2) 「個別法による場合」の17には、元本を所有していなかった期間についてのみ課された所得税額は含めません。
- (3) 配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「剰余金配当等」といいます。）である場合には、その剰余金配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間18」に記入します。
- (4) 「個別法による場合」の18及び19の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記入を省略し、「所有期間割合20」欄に、「1.000」と記入して控除を受ける所得税額を計算します。
- (5) 20には、所有期間割合を小数点以下3位未満を切り上げて記入します。
- (6) 21には、「所得税額17」に20の所有期間割合を乗じて計算した金額を記入します。

● 設例の場合は、該当がありませんので記入を要しません。

2 銘柄別簡便法による場合の控除所得税額の計算

銘柄別簡便法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配当等の計算 期末の所有元 本数等	配当等の計算 期首の所有元 本数等	$\frac{(24)-(25)}{2}$ 又は12 【マイナスの 場合は0】	所 有 元 本 割 合 $\frac{(25)+(26)}{(24)}$ 【小数点以下3位未満切り上げ （1を超える場合は1）】	控除を受ける 所 得 税 額 (23)×(27)
		22	23	24	25	26	27	28
	甲株式 ^{2/28}	100,000 ^円	20,420 ^円	50,000	50,000	0	1.000	20,420 ^円

- (1) 「銘柄別簡便法による場合」の23は、元本を所有していなかった期間についてのみ課された所得税額は含めません。
 - (2) 「銘柄別簡便法による場合」の24及び25は、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数によって記入します。
 - (3) 「銘柄別簡便法による場合」の26は、配当等の計算期間が1年を超えるものは「 $\frac{(24)-(25)}{12}$ 」により、また、1年以下のものは「 $\frac{(24)-(25)}{2}$ 」により計算します。
- 設例について「銘柄別簡便法による場合」の各欄を記入すると、前掲のようになります。

チェックポイント

☞ 所得税額の控除額を計算する場合の銘柄別簡便法の適用は、株式等と集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の受益権の区分ごとに選択することができることになっているのに、例えば株式等に係る所得税の額について、個別法と銘柄別簡便

別表六(一)付表 所得税額の控除に係る元本所有期間割合の計算等に関する明細書

法とを適用しているものはないか。

☞ 名義書換失念株の配当に対する所得税額を控除の対象としているものはないか。

☞ 法人税額から控除する所得税の額が、配当等の収入金額に源泉徴収税率を乗じて計算した金額を超えているものはないか。

★ステップ2★その他に係る控除を受ける所得税額の明細の記入

そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細					
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収 入 金 額	控除を受ける所得税額	参 考
			29	30	
		平 . .	円	円	
		平 . .			
		平 . .			
計					

「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄は、別表六(一)(所得税額の控除に関する明細書)の下段「平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他」のⅡに記入する給付補填金等について、その内訳を次により記入します。

(1) Ⅲには、Ⅱの収入金額について源泉徴収された所得税額を記入します。

(2) 「参考」には、報酬、賞金、料金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除額の計算について参考となる事項を記入します。

● 設例の場合は、該当がありませんので記入を要しません。